

物価高騰の影響を受けている市内で事業を行う小規模事業者を応援します！

韮崎市小規模事業者応援給付金

支給額

従業員
10人以下

5万円

従業員
11人以上20人以下

10万円

対象者

次の全てに該当する事業者 ※不交付要件に該当する場合は対象外となります。

1. 小規模事業者：常時使用する従業員 20 人以下の事業者
商業及びサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は 5 人以下の事業者
2. 韮崎市内に事業所を有する事業者（法人または個人事業主）
3. 申請時点で事業を営んでおり、雇用の維持や事業を継続する意思のある者

【不交付要件】

- ▶ 営業実態のない事業者
- ▶ 法人税法別表第 2 及び第 3 に規定されている事業者
(医師、助産師、協同組合、一般社団法人、公益社団法人、財団法人、医療法人、宗教法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、任意団体等)
- ▶ 事業収入が主たる収入でない者
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者
- ▶ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号又は第 6 号に該当する者
- ▶ その他、応援給付金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断する者

必要書類

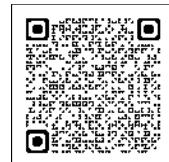
法人の場合の必要書類	個人事業主の場合の必要書類
<input type="checkbox"/> 申請書（誓約書）兼請求書（指定様式）	<input type="checkbox"/> 申請書（誓約書）兼請求書（指定様式）
<input type="checkbox"/> 法人の登記簿謄本の写し (申請日より 3 ヶ月以内に発行されたもの)	<input type="checkbox"/> 本人確認書類（マイナンバーカード等）の写し
<input type="checkbox"/> 直近の法人税申告に係る法人事業概況説明書の写し	<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書（第一表）及び青色申告決算書（白色申告の場合は収支内訳書）1枚目の写し ※令和 6 年又は令和 7 年分の確定申告書
<input type="checkbox"/> 労働基準法に基づく労働者名簿の写し	<input type="checkbox"/> 開業届の写し ※開業から日が浅く、確定申告書の写しが提出できない場合
<input type="checkbox"/> 受取口座の通帳の写し (金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)	<input type="checkbox"/> 労働基準法に基づく労働者名簿の写し
	<input type="checkbox"/> 受取口座の通帳の写し (金融機関名、支店、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの)

申請方法

必要書類を揃え、Web申請、郵送または窓口で提出してください。

Web申請 韮崎市役所ホームページ（右記QRコード）

郵送先 〒407-8501 韮崎市水神1-3-1
韮崎市商工観光課商工観光担当 宛



申請期間

令和8年1月15日（木）～令和8年3月31日（火）

※当日消印有効

問い合わせ
協 力

韮崎市商工観光課商工観光担当 0551-45-9158（ダイヤルイン）
韮崎市商工会